

概要：

包括的行動計畫

概要：

包括的行動計画

A. 本報告書の意義

- 核兵器は、これまで考案された兵器の中でもっとも非人道的な兵器であり、本質的に殺傷対象を選ばず、また、長期にわたる致命的影響を伴う。核兵器は、これまで発明された兵器の中で唯一地球上のすべての生物を殺戮する能力を有し、現保有量を用いれば何度も繰り返しそのような殺戮を行うことが可能である。核兵器の問題は、重大性という点では、少なくとも気候変動の問題に匹敵し、その潜在的な影響力という点では、はるかに緊急性が高い。
- 核兵器を持つ国があるかぎり、他の国々も持ちたいと思う。このような兵器が存在するかぎり、偶発的に、間違っ、又は意図的に使用されることはないと思えることなどできない。そして、そのような使用が起きれば破滅的大惨事となろう。これまでそのような大惨事を免れてきたのは、単に幸運であったからにすぎない。
- 現状維持は選択肢とならない。既存の核武装国に核武装を解除するよう説得し、新たな国が核兵器を獲得することを阻止し、テロリストが核兵器を入手することを防止し、民生用原子力の急速な拡大を適切に管理するのに失敗した場合の脅威と危険は、現状への安住を許さない。これらの脅威と危険に対して、世界はこれまで以上の信念と実効性をもって取り組む必要がある。
- これまでも、国際的に多くの主要な委員会、パネル、研究機関、シンクタンクが、この問題を扱った報告書を発表してきた。本報告書が過去の報告書と異なるのは、その適時性、包括性、世界規模の諮問体制、野心的理想のみならず現実への配慮、専門家でない政策立案者にとっての読み易さ、そして、具体的政策提案を構成する短期的、中期的、長期的行動計画の中に反映されている強い行動志向性であると願っている。

- 米国とロシアが新たな指導者の下で軍縮に向けた行動を真剣に約束しており、第二次世界大戦終結と冷戦終結の直後の時期以降初めて、核兵器をめぐる潮流を完全に止めて、逆転させるための新たな機会が生まれている。本報告書では、世界の政策立案者が必要とすることは何か、この機会をどのようにとらえることができ、かつとらえるべきかについて、単にレトリックだけではなく、詳細にわたって説明している。[第1章]

B. 核の脅威と危険

- **既存の核武装国** 冷戦終結後20年を経た現在でも、2万3千発を超える核弾頭が存在し、その爆破能力は、合計で広島型原爆の15万個分に相当する。米露両国で2万2千発を超す核弾頭を保有し、フランス、イギリス、中国、インド、パキスタン、イスラエルが合計で約1千発を保有する。全核弾頭の半数近くは現在でも実戦配備され、米露それぞれが2千発を超える核兵器を危険な高度警戒態勢下に置いており、攻撃を受けたと見なされる場合には、それぞれの大統領は4～8分の間に決定し、即時に発射させることが可能となっている。冷戦時代の指揮・統制システムは、間違いや誤認警報により、繰り返し緊張状態にあった。核武装国数が増加した今、システムの脆弱さが増しており、核兵器による交戦がないという奇跡に近い状況が永遠に続くはずはない。[第2章]
- **新たな核武装国** 国際原子力機関(IAEA) が検証・遵守・執行の問題に苦心し、世界で最も不安定な地域において状況の後退が生じている中で、核不拡散条約 (NPT) 体制は、近年、深刻な緊張状態の下にある。1998年、インドとパキスタンは、誰もが認める核武装国として、核兵器保有を認めていないイスラエルの仲間入りを果たした。北朝鮮は、複数の核爆発装置を所有しているとみられている。また、イランは、おそらく今や核兵器製造能力を有し、仮に許容範囲を超えて兵器化の道を選択する場合には、地域において核兵器拡散の危険性が急激に増大する可能性がある。[第3章]
- **核テロリズム** 核による大規模な破壊を引き起こす意図と、その能力をもつテロ組織が存在する。難なく扱える技術が長年にわたり誰でも使用できる状況で、また、ブラックマーケットを利用することで、どんな大都市においても、トラックや小型船舶から広島規模の核爆弾を爆発させることはおそらく可能であろう。医療用アイソトープのような放射性物

質を通常爆弾と組み合わせた「汚い爆弾(ダーティー・ボム)」は、さらに容易な選択肢であろう。核分裂・核融合爆弾のように死傷者は出さないものの、少なくとも9月11日の同時多発テロに匹敵する心理的影響をもたらすであろう。[第4章]

- **原子力の平和利用** 今後数十年のうちに、とりわけ気候変動問題への対応策として、原子力の民生利用は急速に拡大する可能性があり、これは、核拡散及び安全保障上の新たな危険をもたらすであろう。特に、燃料サイクルのフロントエンドでの濃縮と、バックエンドでの再処理を行うための国の施設が新たに建設されれば、破壊目的のために潜在的に利用可能な核分裂性物質の量が増大する可能性がある。[第5章]

C. 核軍縮の課題への対応

基本テーマ

- **核兵器の非正当化** 核兵器の役割と有用性についての考え方を、戦略的思考において中心的位置を占めるものから、単なる周辺的なもの、及び究極的には全く必要のないものとなるように、最終的に転換することが極めて重要である。抑止その他の核兵器保有を正当化する聞き慣れた理由のすべてに対して、きちんとした反論がある。
- ある国は、核兵器は、自国及びその同盟国の安全保障にとって、不可欠で、合法的な、かつ無制限の保証であるが、他国が自らの安全保障上の必要性からこれを入手する権利はない、と主張するが、このような主張は正当化できず、持ちこたえられない。
- 「拡大抑止」は拡大「核」抑止を意味しなければならないというわけでは必ずしもない。[第6章]
- **段階的アプローチ** 核兵器のない世界を達成することは、長く、複雑で、かつ非常に困難な過程となり、もっとも現実的には、二段階の過程を通じて追求されるだろう。すなわち、最小化を直近の目標とし、廃絶を最終の目標とする。[第7章]
- 短期的努力(2012年まで)と中期的努力(2025年まで)では、可能な限り早期に、かつ遅くとも2025年までに、「最小化地点」を達成することに焦点を合わせる。「最小化地点」は、

極少数の核弾頭数（現保有量の10%未満）、合意された「先制不使用」政策、「先制不使用」政策を反映した核戦力配備と警戒態勢を特徴とする。[第17章, 第18章]

- 現段階では、ゼロに到達するための目標期日を確実に特定することはできないが、最小化地点から廃絶に移行するために必要な条件についての分析と議論は、直ちに開始すべきである。[第19章]

主要政策

- **行動に関するコンセンサス** 2010年のNPT運用検討会議においては、20項目からなる宣言（「核軍縮のための行動に関する新たな国際的コンセンサス」）に合意し、2000年に合意された「13の实际的措置」を更新し、拡大させる。[16.6-11; Box 16-1]
- **核弾頭数** 遅くとも2025年までに、米露の核兵器保有量を、それぞれ合計で500発の核弾頭数まで減少させるべき。また、現在合計で約1千発の核弾頭数となる米露以外の核武装国の核兵器保有量については、少なくとも増加せず、大幅に削減されることが望ましい。世界の核弾頭総数を最大2,000発とすることで、現在の保有量の90%以上が削減されることになる。[18.1-3]
- すべての核武装国は、核兵器数を増やさないことを直ちに明確に約束すべき。[17.15-16]
- **核政策** 最終的な核兵器廃絶に至るまでの間、すべての核武装国は、可能な限り早期に、かつ遅くとも2025年までに、明確な「先制不使用」宣言を行うべき。[17.28]
- 現時点でそこまで進む用意ができていない国は、特に米国はその核態勢見直しにおいて、少なくとも、核兵器保有の「唯一の目的」は、自国又はその同盟国に対し他国が核兵器を使用することを抑止することである、という原則を受け入れるべき。
- このような2つの宣言によって影響を受ける同盟国は、生物・化学兵器によるものも含め、他の容認できない危険にさらされることがないという強固な保証を与えられるべき。[17.28-32]

- すべての核武装国は、NPTを遵守している非核兵器国に対して核兵器の使用は行わないという新しくかつ明白な消極的安全保証(NSA)を、拘束力のある安全保障理事会決議に裏付けられた形で与えるべき。[17.33-39]
- **核戦力配備と警戒態勢** 武装解除型先制攻撃に対する残存能力を明白に示せる形で維持しつつも、核戦力を即時に使用できないことを確実にするための変更を、可能な限り早期に実現する。核戦力配備と警戒態勢について透明性を確保することにより、安定性の最大化を図るべき。[7.12-15; 17.40-50]
- 核兵器の発射を決定するための時間を長くし、可能な限り早期に核兵器を警報即発射の警戒態勢から外さなければならない。[17.43]
- **他の安全保障上の問題** ミサイル防衛については、戦域弾道ミサイル防衛システムの開発の更なる推進を許容し、相互に関心がある分野で共同運用する可能性も含める一方で、戦略弾道ミサイル防衛には厳しい制限を設定することを目的に再考すべき。[2.30-34; 18.28-30]
- 核武装国の間で見られる質・量双方の面での**通常兵器の不均衡**、特に米国の通常兵器の相対的規模については、将来的に二国間・多国間における核軍縮交渉にとって大きな妨げとならないよう、真剣に対処する必要がある。[18.34-36]
- **生物兵器**による攻撃の可能性に対して、より効果的な防衛手段を開発するための継続した強固な取組が必要である。これには、実行可能な検証制度を構築することや、生物・毒素兵器禁止条約及び化学兵器禁止条約の普遍的遵守を促進することも含まれる。[17.29; 18.32-33]
- **宇宙空間**における軍備競争の防止(PAROS)のための現行の取組を強く支持すべき。[18.31]
- **核実験** 包括的核実験禁止条約(CTBT)への署名や批准を行っていないすべての国は、無条件かつ即時にこれを行うべき。現状打破のためには米国による批准が極めて重要

であり、それが実現すれば、他の未批准国にも直接の影響を与え、軍縮と不拡散の双方の取組に対する新しい重要な推進力となるであろう。

- CTBTが発効するまで、すべての国は、核実験の自制を継続すべき。[Section 11]
- **核分裂性物質の使用** 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉が行われ、可能な限り早期に発効するまでの間、すべての核武装国は、兵器用核分裂性物質生産のモラトリアムを宣言し、又は維持すべき。
- 既に貯蔵されている核分裂性物質の問題については、段階的アプローチをとるべき。第一の優先事項は、生産を制限することである。次は、兵器中にあるもの以外のすべての核分裂性物質について、不可逆的で検証可能な非爆発的使用に限定するというコミットメントの下に置かれることを確保すべく取り組むことである。更に、核兵器削減の合意の際には、核兵器の解体から生じる核分裂性物質がこのコミットメントの下に置かれるようにすることである。
- 暫定的な措置として、すべての核武装国は、自発的に、核分裂性物質の貯蔵量と兵器用に必要な量を超える余剰分とを公表し、そのような余剰物質をできる限り速やかにIAEAの保障措置下に置き、可能な限り早期に核兵器に利用できない形態に変換すべき。[第12章]

D. 不拡散の課題への対応

基本テーマ

- 核不拡散のための取組は、需要(核兵器は国家の安全保障やその他の利益を向上させるものではないとの説得を行う)と供給(核兵器を購入し、又は製造することを可能な限り困難にするような多種多様な措置を維持し、強化する)の両側面に焦点を当てるべき。[第8章]

主要政策

- **NPT の保障措置と検証** すべての国は、IAEA追加議定書の適用を受け入れるべき。普遍化を進めるため、追加議定書の締結を原子力関連のすべての輸出の条件とすべき。[9.7]
- 兵器化に関連する可能性のある活動をIAEAが調査する権利を明確にするため、並びに、汎用品目、輸出拒否事由の報告、より短い事前通告期間、及び特定個人からの聞き取りの権利に関する明確な規定を追加することにより、追加議定書とその附属書を更新し、強化すべき。[9.8-9]
- **NPTの遵守と執行** 遵守に関する決定に当たっては、IAEAは、基本的に自らの役割を技術的基準に基づく判断に限定し、この基準を一貫性と信頼性のある形で適用し、政治的帰結については国連安全保障理事会の決定に委ねるべき。[9.15]
- 国連安全保障理事会は、NPTからの脱退は、原則として、国際の平和と安全に対する脅威であるとみなされ、国連憲章第7章の下でそうみなされることにより生じるすべての制裁的な結末を伴うことを明確にし、脱退を厳しく思いとどまらせるべき。[9.20]
- NPTから脱退する国は、NPT締約国であった時に入手した核物質・設備・技術を、非平和的目的のために利用してはならない。脱退前に提供されたそのような資材は、可能な限り返還されるべきであり、これは安全保障理事会により執行される。[9.21-22]
- **IAEAの強化** IAEAは、特別査察を含め現行の権限を最大限活用し、各国は、不備が特定される場合にはいつでもIAEAの権限を強化すべき。[9.24]
- IAEAには、IAEA保障措置分析所(SAL)を一新するための単発的な資金注入、実質ゼロ成長という制限を無くした通常予算の大幅な増額、効果的な中期的・長期的計画策定を可能とするための将来的財源の十分な確保が必要である。[9.25-27]
- **NPT以外の条約と枠組み** 原子力供給国グループ(NSG)は、NPTの枠外にいる国との協力協定に対して、CTBTの批准、保障措置下でない核分裂性物質の生産を停止する

意思、核関連の施設・物質防護及び輸出管理におけるこれまでの実績、といった要素を考慮に入れつつ、クライテリア・ベースト・アプローチをとっていくべき。[10.3-9]

- 拡散に対する安全保障構想(PSI)は、機密情報の評価、活動の調整と資金提供、及び拡散懸念国に若しくはその国から移転される疑わしい物質の阻止に関する一般的な若しくは特定の勧告又は決定を実施するための中立的な機関として、国連システム内に再構成すべき。[10.10-12]
- **NPT非締約国への義務の拡大** NPTの枠外にいるインド、パキスタン、イスラエルの核武装3カ国については、近い将来に加入国となる可能性が低いという現実にかんがみ、同等の不拡散・軍縮義務を課す類似の条約・枠組への参加を実現するために、あらゆる努力がなされるべき。[10.13-16]
- 軍縮・不拡散に対するコミットメントを明らかに示す厳格な客観的基準を満たし、また、この点において具体的な将来のコミットメントへの法的拘束力を伴う約束を行うことを条件として、これらの国が民生目的のために原子力関連物質・技術を利用することを、NPT締約国と同等の基準で認めるべき。[10.17]
- これらの国は、NPT締約国である核兵器国と同等の立場で多国間軍縮交渉に参加すべきであり、また、NPTに加入していないことを理由にこれらの国に対する異なるが期待されるべきではない。[10.18]
- **2010年NPT運用検討会議の優先事項** 以下の点についての合意を達成することを最優先とすべき。
 - 2000年に合意された「13の実地的措置」を更新・拡大した20項目からなる新たな「核軍縮のための行動に関する新たな国際的コンセンサス」の宣言
 - NPTの保障措置・検証、遵守・執行、及びIAEAを強化するための措置(上述参照)
 - 国連事務総長が、1995年の中東に関する決議を履行するための創造的かつ斬新な方途を検討することを目的に、すべての関係国による会議を早期に召集することによって、中東非大量破壊兵器地帯構想を前進

- 核セキュリティのための措置の実施を強化(下記の「核テロリズムの課題への対応」を参照)
- 原子力の平和的利用に対する更なる支援[第16章]

E. 核テロリズムの課題への対応

基本テーマ

- どのような種類のテロリズムであれ、これを効果的に阻止するには、国内的及び国際的に連携のとれた防護及び警備戦略(核テロリズムの脅威に対処するために最も直接的に重要)、また、政治的戦略、平和構築のため戦略及び心理面での戦略(これらはテロリストの行状の根本的原因に対処する上で不可欠)を複雑に組み合わせたものが必要。
- 2010年の核セキュリティ・サミットや関連する政策的検討においては、新しい取組の構築ではなく、すでに合意された取組の効果的な実施に焦点をあてることが主に必要とされる。[第13章; Box 13-1]

主要政策

- すべての国は、2005年の改正核物質防護条約の受諾及び履行、協調的脅威削減プログラム及び関連プログラムの世界的実施の加速、国際的な能力開発・情報共有に対するより強いコミットメントを含め、核物質及び関連施設の防護を強化するための有効な手段を講じることに合意すべき。[13.5-16]
- 「汚い爆弾」に利用可能な物質の規制については、放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範を協調的に実施するために更なる努力が必要。このような努力は、各国が行う法律や使用認可手続の改正と使用者側における問題意識の促進への支援を伴うべき。[13.17-21]
- 不法取引で摘発された物質や核爆発に用いられた物質の出所を特定するための核鑑識という新しい科学に対し、強力な支援を行うべき。[13.22-25]

F. 民生用原子力の課題への対応

基本テーマ

- 平和目的のための原子力の利用は、軍縮、不拡散と並ぶNPTの基盤をなす3本柱のひとつとして、引き続き強く支援されるべき。また、開発途上国が人的な開発のために平和目的の原子力を十分活用できるよう支援するために、IAEAの技術協力プログラム経由を含め、一層多くの財源を提供すべき。
- 政府及び産業界は、原子力施設の設計と運営における主要な目的として拡散抵抗性を是認し、これを制度的及び技術的な施策を通じて推進すべき。政府及び産業界の支持のいずれかが欠如しても十分とはいえない。[第14章]

主要政策

- **原子力の管理** 2008年のG8北海道洞爺湖サミットで発表された、原子力の基盤整備に関する国際協力のためのイニシアティブを支援していくべき。これは、3S、すなわち safeguards(保障措置)、security(セキュリティ)、safety(安全)の重要性に関する意識を国際的に高め、関心国による関連措置の整備を支援することを目的とするものである。[14.4-6]
- 現行の再処理方式をすべて回避するために、使用済燃料処理のための新しい技術を開発すべき。[12.26]
- プルトニウム再利用の拡大及び高速中性子炉の導入は、不拡散の目的を促進し、拡散やテロリズムの危険の増大を避ける形で追求されなければならない。[14.9-15]
- 多数の国において使用済燃料の蓄積が増加するのを回避するため、燃料供給者による使用済燃料の回収の取決めといった国際的な対策が望まれる。[14.13]
- **核燃料サイクルの多数国間管理**を、特に燃料バンク、並びに濃縮、再処理及び使用済燃料貯蔵施設の多数国による管理を通じて、強く推し進めるべき。このような方策は、原子力の平和利用に対する地球規模の信頼を構築していく上で非常に有益であり、また、

燃料サイクルに係るすべての機微な活動が多数国間によって検証・管理されることが必要な要件となって実現される核兵器のない世界に向けて、重要な基盤を提供する。[第15章]

G. 政治的意思の動員と維持

基本的テーマ

- 国際政治や国内政治においては、困難なこと、扱いに注意を要すること、あるいは費用がかかることを行うために必要な政治的意思が、所与のものであることはまずない。そのような意思は、通常、以下の4つの要素の組み合わせを必要としながら、状況や文脈に応じて、骨を折り、苦心しながら形成されなければならない。
 - **リーダーシップ**:これがなければ、惰性が常に支配してしまう。トップダウン(主要核兵器国、特に米露による)、ピア・グループ(考えを共有する世界中の国々による)、そしてボトムアップ(市民社会による)のリーダーシップが必要である。
 - **知識**:核問題の特質、重大さ、緊急性に対する専門的、全般的な知識で、これには、小・中・高等学校や大学におけるより高度な教育と訓練、そして政策立案者や政策立案者に最も影響力をもつメディア等の人々に対するより強力な唱道が必要である。
 - **戦略**:生産的な打開策が存在するという信頼感があり、一般的な目的だけではなく、詳細な道筋や目標とする指標を伴う現実的な行動計画が必要である。
 - **過程**:関連性のある戦略を実際に前進させるために、「条約キャンペーン」又はその他の研究や唱道のための体制といった、制度的・組織的手段が利用できることが必要である。[第20章]

主要政策

- **核兵器条約** 現在配布されているモデル条約の概念をさらに洗練し、発展させるための作業を、関心国政府の支持の下、直ちに開始し、その内容を可能な限り実行可能で現実的なものにすべき。その目的は、多国間軍縮交渉の機運が高まった時に、当該交渉

に報告され、また、当該交渉を導くことができるような十分に完成した草案を作成することである。[20.38-44]

- **評価表** 時間が経過しても政治的意志が持続するように、定期的に「評価表」を公表すべき。十分に専門的で幅広い研究による支援を受けた権威のある国際的パネルが、本報告書の特定する行動計画に基づき、核武装国及び非核武装国双方の行動を評価する。[20.49-50]
- **監視・唱道センター** 異なる多くの国における多くの機関・組織によって行われている核不拡散・核軍縮問題に関する作業の中心拠点及び情報センターとして行動し、考えを共有する諸政府と市民社会団体の双方に対して研究と唱道による支援を提供し、また上記の「評価表」の準備を行うため、「核不拡散・核軍縮グローバル・センター」を設立することを検討すべき。[20.51-54]

包括的行動計画

2012年までの短期的行動計画:初期の指標の達成

核軍縮

- 戦略兵器削減条約（START）の後続条約を早期妥結。また、米露が、配備中の戦略兵器に関し大幅な削減に合意するとともに、戦略ミサイル防衛の問題に対処し、すべての兵器区分における更なる大幅削減を目指した交渉を開始する。
- 核ドクトリンに関する早期の進展。少なくとも、すべての核武装国は、保有する核兵器を維持する「唯一の目的」は、他国が、自国又はその同盟国に対して核兵器を使用することを抑止するためであるということを宣言する。（同時に、当該同盟国には、特に生物・化学兵器を含め、その他の兵器による容認できない危険にさらされることはないという強固な保証を供与する。）
- すべての核武装国は、NPTを遵守している非核兵器国に対して、核兵器の使用は行わないという強固な消極的安全保証を、拘束力のある安全保障理事会決議に裏付けられた形で与える。
- 核戦力態勢に関する早期の行動。とくに、交渉を通じて、警報即発射態勢から兵器を可能な限り除去することに焦点をあてる。
- すべての核武装国による核兵器保有量を増強しないことへの早期の約束。
- すべての核武装国は、関連研究を行い、米、露及び相互の戦略的対話を進め、そして、軍縮会議の作業計画の枠内で共同対話を開始することによって、多国間軍縮プロセスに向けた準備を行う。

核不拡散

- 2010年5月のNPT運用検討会議における前向きな成果。NPT締約国は、改善された保障措置、検証、遵守及び執行を含めたNPT体制を強化する措置、IAEAの有効性を強化するための措置、核軍縮問題に関する「核軍縮のための行動に関する新たな国際的コンセンサス」の宣言、並びに中東及びその他現行の、あるいは、提案されている非核兵器地帯の実施を促進する方途について合意を目指す。
- 北朝鮮及びイランの核計画問題の交渉を通じた満足のいく解決。
- NPT枠外の不拡散体制強化に向けた動きと、NPT非締約国に対する同等の規則の適用。

核軍縮・核不拡散

- 包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効。
- 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)交渉の妥結。

核セキュリティ

- 2005年の改正核物質防護条約を発効させ、世界中の危険な核兵器・核物質・核技術の安全確保を目的した協調的脅威削減プログラム及びその関連プログラムの世界的実施を加速し、国際的な能力開発・情報共有に対するより強い約束の実現を図る。

原子力の平和利用

- 核燃料サイクルの多数国間管理、拡散抵抗技術に関する官民の協力、民生用原子力の拡大に関連して生じるいかなる危険をも軽減するための他の措置に向けた動き。
- 3S、すなわちsafeguards(保障措置)、security(セキュリティ)、safety(安全)の重要性に関する意識を国際的に高めるために、原子力エネルギーの基盤整備に関する国際協力を推進し、関心国による関連措置の整備を支援する。

2025年までの中期的行動計画:最小化地点へ

- 以下を特徴とする「最小化地点」において、2025年までに完結する中間的軍縮目標を漸進的に達成。
 - 低い核兵器数:世界中の核弾頭数を2000以下(現保有量の10%以下)に
 - 合意された核政策:すべての核武装国による核先制不使用へのコミット
 - 信頼できる核戦力態勢:核政策を反映した検証可能な配備と警戒態勢
- 核軍縮交渉に影響を与える可能性のある安全保障上の他の問題の漸進的解決。
 - ミサイル運搬システムと戦略ミサイル防衛
 - 宇宙配備兵器システム
 - 生物兵器
 - 通常兵器の不均衡
- 核兵器のない世界への究極的な移行を法的に確保するための包括的核兵器条約に対する支持の促進及び確立。
- 2012年までに達成できなかった軍縮・不拡散双方にとって極めて重要な短期的目標の完遂。
 - 包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効。
 - 兵器用核分裂性物質生産禁止条約の交渉と発効。兵器の中にあるもの以外のすべての核分裂物質を国際的保障措置下に置くための、交渉を通じた合意。
 - NPT体制及びIAEAを強化する措置への合意と実施。
 - 核セキュリティの措置の実施及び協調的脅威削減プログラムとその関連プログラムの完全な実施。
 - 民生用原子力の拡大に関連して生じる拡散の危険を軽減するための措置の漸進的実施。

2025年以降の長期的行動計画：ゼロに向けて

- 重大な戦争・侵略の可能性が小さくなり、核兵器の抑止としての有用性がないと見なされるような、地域的にもまた世界的にも十分に協調的かつ安定的な政治的条件の構築。
- 通常兵器不均衡、ミサイル防衛システム、又はその他の国家の若しくは国家間の組織的能力が、本質的に核抑止力の維持を正当化するような不安定要因として見られない軍事的条件の構築。
- 核兵器禁止に係るいかなる違反も直ちに探知されることを確信できる検証条件の構築。
- 核兵器の保持、入手、又は開発の禁止義務に違反したいかなる国も効果的に罰せられることを確保できる国際的な法制度及び執行条件の構築。
- 武器開発の目的でウラン濃縮やプルトニウム再処理を悪用することができる国はないという信用を十分に確保できるような燃料サイクル管理条件の構築。
- 核兵器の設計及び製造に関する個人の知識が禁止義務に違反して誤用されることはないという信用を確保できるような人的監視体制の構築。

[第19章]